

小規模保育・事業所内保育事業 検査基準
(会 計 経 理 編)

令和3年5月27日適用

指導検査評価区分

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	市認可条例
2	西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
3	平成26年12月12日付雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知
4	平成27年12月24日雇児発第1224第2号「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監督について」	雇児発第1224号第2号通知
5	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知

目 次

1	会計の区分	1
(1)	拠点区分	1
(2)	サービス区分	1
2	帳簿の整備	1
3	社会福祉法人以外の者の経理処理	1
(1)	経理処理等	1
(2)	その他	2
4	利用者負担額等の受領	2
(1)	利用者負担額	2
(2)	上乗せ徴収	2
(3)	実費徴収	3
(4)	領収証の交付	3
(5)	書面説明及び同意	3
5	地域型保育給付費等の額に係る通知等	3

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分					
(1) 拠点区分	特定地域型保育事業者である小規模保育事業者及び事業所内保育事業者(以下、「保育事業者等」という。)の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。	(1) 市確認条例第50条(第33条の準用)	(1) 拠点区分が、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されていない。	C
(2) サービス区分	その拠点区分で実施する事業内容に応じて区分(以下「サービス区分」という。)を設けなければならない。	1 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けているか。	(1) 市確認条例第50条(第33条の準用)	(1) 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けていない。	B
2 帳簿の整備	保育事業者等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例)・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 ・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 市認可条例第19条 (2) 市確認条例第49条 (3) 雇児発第1224号第2号通知 (4) 児発第471号通知	(1) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (2) 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 (3) 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。 (4) その他必要な帳簿を整備していない。	C B B B
3 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者の経理処理					
(1) 経理処理	社会福祉法人等以外の者による保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく市の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	(1) 雇児発1212第6号 (2) 雇児発第1224号第2号通知 (3) 児発第471号通知 (1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	(1) 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 (2) 会計処理が一部不適正である。 (1) 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) その他	前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。	3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書を作成しているか。	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、市に提出しているか。 (1)前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、市が必要と認める書類 (2)企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して不適正がある。	C
4 利用者負担額等の受領					
(1) 利用者負担額	保育事業者等は、特定地域型保育を提供した際は、保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(保育料)の支払を受けるものとする。	1 保育給付認定保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第43条	(1) 利用者負担額(保育料)の支払を受けていない。	C
(2) 上乗せ徴収	保育事業者等は、特定地域型保育を提供するにあたって、当該特定地域型保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、保育給付認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1) 市確認条例第43条	(1) 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 実費徴収	<p>保育事業者等は、特定地域型保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</p> <p>② 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ ①から③に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。</p> <p>1 便宜に要する費用の徴収について、市に届出しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第43条</p> <p>(1) 市確認条例第43条 (2) 市確認条例第46条 (3) 市認可条例第18条 (4) 子ども・子育て支援法第44、47条 (5) 子ども・子育て支援法施行規則第39、41条</p>	<p>(1) 便宜に要する費用について、①から④以外の費用の額の支払を、保育給付認定保護者から受けている。</p> <p>(1) 便宜に要する費用の徴収について、市に運営規程の変更を届出することなく保育給付認定保護者から徴収している。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) 領収証の交付	<p>保育事業者等は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>1 当該費用に係る領収証を保育給付認定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第43条</p>	<p>(1) 当該費用に係る領収証を保育給付認定保護者に対し交付していない。</p>	<p>C</p>
(5) 書面説明及び同意	<p>保育事業者等は、(2)及び(3)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(3)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第43条</p>	<p>(1) 上乗せ徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。</p> <p>(2) 実費徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保育給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。</p> <p>(3) 保育給付認定保護者への説明等が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
5 地域型保育給付費の額に係る通知等	<p>保育事業者等は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、保育給付認定保護者に対し、当該保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>1 法定代理受領による支給額を通知しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第50条 (第14条の準用)</p>	<p>(1) 法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を保護者に通知していない。</p>	<p>B</p>